

第7節 施設提供

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	呉警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日
2	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	広島警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日
3	施設提供	広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書	広島地方気象台	気象台が所管する観測所使用不能時に市の施設の一部を臨時の観測施設の設置場所として提供	平成29年12月13日

（協力）締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉警察署	呉市西中央2丁目2-4	警備課	29-0110	
広島警察署	呉市広大新開1丁目5-6	警備課	75-0110	
広島地方気象台	広島市中区上八丁堀6-30	観測予報管理官	082-223-3950	

1 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（呉警察署）

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県呉警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市つばき会館（呉市中央6丁目2番9号）
- (2) すこやかセンターくれ（呉市和庄1丁目2番13号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長

乙 呉市西中央2丁目2番4号
広島県呉警察署
代表者 呉警察署長

2 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（広警察署）

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県広警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市広市民センター（呉市広古新開2丁目1番3号）
- (2) 呉市東消防署（呉市広古新開2丁目1番9号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長

乙 呉市広大新開1丁目5番6号
広島県広警察署
代表者 広警察署長

3 広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書（広地方気象台）

広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書

呉市（以下、「甲」という。）と広島地方気象台（以下、「乙」という。）は、地震、台風等により乙所管の観測所が被災した場合の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が設置している呉特別地域気象観測所の観測が災害により継続できない場合に、被災地における復旧作業を支援等するために、乙が設置する臨時の観測施設によって気象観測が継続できるよう、甲及び乙の協力について取り決めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲に対し、次の事項について、協力を要請することができる。また、甲は、乙の要請に基づき可能な限り協力する。

（1）甲の保有または管理する別記施設の一部を、乙が設置する臨時の観測施設の設置場所として提供すること。

（2）前号に掲げるもののほか、目的を果たすために甲の協力を必要とする事項に関すること。

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による乙の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請を行い、事後、速やかに文書を提出する。

（設置場所提供期間）

第4条 第2条第1号の規定による設置場所の提供期間は、既存の観測施設が復旧するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する必要がある場合には、乙の申し出を受けて、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第5条 乙が設置する臨時の観測施設の設置及び運用に要する費用の負担は、次項のとおりとする。

（1）第2条第1号に規定する設置場所の使用料については、甲乙協議の上決定する。

（2）臨時の観測施設の設置費及び運用に要する維持管理費は、乙が負担する。

（協力体制の確認）

第6条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用できるよう、平素から設置候補地周辺の被害想定や臨時に設置する機器の仕様など、必要に応じた情報交換を行い、協力体制を確認する。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、平成30年1月1日から平成31年3月31日までとする。

（1）前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれかから解除の申し出がない場合には、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この覚書に関し、疑義または定めのない事項が生じた場合には、甲乙協議の上、これを解決する。

この覚書の成立を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月13日

甲：呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙：広島市中区上八丁堀 6 - 3 0
広島地方気象台長 日当 智明

広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書 別紙

- 1 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地
所在地： 呉市警固屋



- 2 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地
所在地： 呉市警固屋



- 3 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地
所在地： 呉市警固屋



- 4 大空山公園 ※黄色で示した場所が設置候補地
所在地： 呉市広町

